

## 大学機関別選択評価 選択評価事項C「教育の国際化の状況」の実施について（案）

大学評価・学位授与機構では、学校教育法第109条第2項に基づく機関別認証評価とは別に、大学の個別の機能に着目した評価（大学機関別選択評価）を実施。平成25年度から、現在の選択評価事項A「研究活動の状況」、選択評価事項B「地域貢献活動の状況」の2項目に、新たに選択評価事項C「教育の国際化の状況」を追加する予定。

### 1. 目的

教育の国際化に向けた活動に焦点を絞り評価を行うことにより、国際的な教育活動の質の一層の向上を図るとともに、教育の国際化の局面において個性・特色を発揮している大学を支援することを目的とする。

### 2. 評価基準・観点の構成

#### ○ 評価基準

C-1 大学の目的に照らして、教育の国際化に向けた活動が適切に行われ、成果を上げていること。

#### ○ 基本的な観点

評価に当たっては、教育の国際化に向けた活動の状況を、「国際的な教育環境の構築」、「外国人学生の受入」、「国内学生の海外派遣」の3つの視点から、以下の「基本的な観点」に基づき分析・判断。

C-1-① 大学の教育の国際化の目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい計画や具体的方針が定められているか。また、これらの目的と計画が広く公表されているか。

C-1-② 計画に基づいた活動が適切に実施されているか。

C-1-③ 活動の実績及び学生の満足度等から判断して、活動の成果が上がっているか。

C-1-④ 改善のための取組が行われているか。

※「国際的な教育環境の構築」

- 教育内容・方法の国際化（外国語による授業の実施、国際通用性の高い教育課程の編成・実施等）、国際化に対応可能な組織体制の整備状況（国際交流センター・海外拠点等の設置、外国人教員・外国語ができる職員の配置等） 等

※「外国人学生の受入」

- 外国人学生の受入実績、教育課程編成・実施上の工夫、外国人学生への支援、国際的広報活動 等

※「国内学生の海外派遣」

- 国内学生の派遣実績、教育課程編成・実施上の工夫、派遣学生への支援、留学関連情報の提供 等

### **3. 評価結果の表示**

評価報告書に以下の2つの評価結果を表示。

#### **① 目的の達成状況の評価**

上記の「観点ごとの分析」の結果を総合した上で、各大学の目的の達成状況を以下の4段階で判断。

- ・ 目的の達成状況が極めて良好である
- ・ 目的の達成状況が良好である
- ・ 目的の達成状況がおおむね良好である
- ・ 目的の達成状況が不十分である

#### **② 項目ごとの水準の評価**

上記の判断に加え、「国際的な教育環境の構築」、「外国人学生の受入（学士課程／大学院課程）」、「国内学生の海外派遣（学士課程／大学院課程）」の各項目の水準を以下の4段階で評価。

評価結果が「一般的な水準から卓越している」「一般的な水準を上回る」とされた場合は、その旨を記載。

- ・ 一般的な水準から卓越している
- ・ 一般的な水準を上回る
- ・ 一般的な水準である
- ・ 一般的な水準を下回る

なお、観点ごとの分析・判断から、「優れた点」、「更なる向上が期待される点」、「改善を要する点」も抽出。

## 【参 考】

### 今後のスケジュール（予定）

平成24年1月下旬	パブリックコメントの募集
2月下旬～	提出された意見を踏まえ、評価基準等を再検討
3月中	評価基準等の確定
5～6月	大学向け説明会等の開催
9月	申請受付け
平成25年6月末	自己評価書の提出期限
7月～	機構における評価の実施
平成26年1月末	評価結果（案）の通知
2月	意見の申立ての手続き
3月	評価結果の確定および公表